

(一 般 型)

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付けに係る仕様書

1 件名

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け（その3）

2 貸付物件

物件番号	施設等名称 (所在地)	貸付場所	貸付面積 (設置台数)	販売品目	付加機能	備考
04-03-01	郡山市上下水道局庁舎 (郡山市豊田町1-4)	局庁舎東口 入口付近	1.44㎡ (1台)	清涼飲料水 (ペットボトル・缶)	ユニバーサル デザイン機能	—

※ 物件番号ごとに募集する。

3 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。また、契約の更新は認めないこととする。

4 自動販売機の設置日及び撤去日

貸付期間の初日及び末日が施設の休館日になる場合は、郡山市上下水道局は、設置事業者と自動販売機の設置日及び撤去日を協議し、決定するものとする。

5 その他

(1) その他の事項については、別紙「物件調書」及び「共通仕様書」のとおりとする。

(2) 契約に当たっては、別紙「公有財産有償貸付契約書」の内容を遵守すること。

(3) 不明な点については、郡山市上下水道局総務課（電話：024-932-7643）まで問い合わせること。